

氏 名	高 山 嘉 顕
学位(専攻分野)	博士 (国際政治学)
学 位 記 番 号	博国政甲 第 13 号
学位授与の日付	2015 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則 (昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 4 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	「COCOM から WA へー冷戦後の輸出管理レジームの模索ー」 (From COCOM to the Wassenaar Arrangement : In Search of a Post-Cold War Multilateral Export Control Regime)
論文審査委員	主 査 教 授 菊 池 努 副 査 教 授 山 影 進 副 査 准教授 和 田 洋 典 副 査 教 授 土 山 實 男 副 査 准教授 阿 部 達 也 副 査 新潟県立大学政策研究センター教授 山 本 吉 宣 副 査 一橋大学教授 秋 山 信 将

論文内容の要旨

高 山 嘉 顕

1. 問題の所在

(1) 解明すべき問い

WA (通常兵器及び汎用品と技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント) は、COCOM (ココム: 対共産圏輸出調整委員会) の後継レジームと理解されている。しかし、WAは先行レジームCOCOMとは制度的な特徴が異なる輸出管理の仕組みである。COCOMの後継として設立されたWAがCOCOMとは異なる国際レジームとして発足したのはなぜか。これが本論文の解明すべき課題である。WAに関する従来の

研究はこの点を明らかにしていない。

(2) COCOMとWAの差異

まず、COCOMとWAではメンバーシップの側面で異なる特徴を有している。冷戦初頭に形成されたCOCOMは、米国と同盟関係を持つ西側諸国に限られていた。他方、WAは、メンバーシップの側面でCOCOMに比べて開放的である。かつてCOCOMの規制対象国とされていた旧東欧諸国やロシア等もWAに加盟している。

次に、COCOMとWAでは輸出管理の規制対象仕向地に対する扱い方が異なっている。COCOMはソ連を中心とする東側の諸国を規制対象国リストに予め掲載し、加盟国にはリスト掲載国に対する輸出管理を実施することが求められた。他方、WAは特定の仕向地を規制対象国として扱うものではない。WAではそもそも規制対象国なるものを設定せず、国際社会全体の非加盟国に対して輸出管理を実施するものとされた。

最後に、規制方式が異なる。COCOMにおいては、加盟国はCOCOMの各リスト掲載品の規制対象仕向地向けの輸出または移転が原則として禁止されていた。そのため、仮に加盟国がリスト品の輸出を行う場合には、他の全ての加盟国から「例外」に関する事前承認を得なければならなかった。他方、WAの加盟国には、各国の責任でリスト品の輸出管理をおこなうことが求められている。WAは輸出決定における各加盟国の裁量を認めている。

2. 本稿の議論

本稿はCOCOMと異なる内容を備えるWAが構築されたのはなぜか、という問いについて次のように考える。

通常兵器と汎用品の輸出管理を目的とするWAの背景を理解するには、COCOM解散後の通常兵器の輸出管理に関する国際交渉の過程（狭義のWA交渉過程）を検討しただけでは不十分であり、それ以前の、冷戦終結からCOCOM解散に至る交渉の過程も検討する必要がある。つまり、COCOM解散に至る過程を検討することが、WAに帰着するCOCOM解散以降の国際交渉過程を理解するうえで重要である。

冷戦終結後、COCOM加盟諸国の間では二つの交渉プロセスが同時並行的に進んだ。ひとつは、COCOMの見直しのプロセスであり、COCOMの規制対象諸国（旧共産諸国）への規制緩和が協議の中心テーマであった。もう一つは、通常兵器の輸出管理に関

する交渉のプロセスである。イラクのクウェート侵攻による湾岸戦争を契機としてCOCOM対象外の国や地域への通常兵器の移転と蓄積の問題が明らかになったからである。COCOMの見直しに関しては関係諸国の合意がいくつも得られたが、通常兵器の輸出管理に関しては加盟国の対立が激しく、COCOM解散までにこの問題での合意は困難であった。

しかし、この二つの交渉のプロセスを通じて、合意は得られなかったものの、通常兵器の輸出管理の仕組みを構築しようとするならば考慮に入れなければならない諸条件が出そろっていくことになる。新たな輸出管理の仕組みを設立する際に必要となる要素と、これに関連した関係諸国の間で合意可能な範囲がこの二つのプロセスで明らかになっていった。

以下この間のプロセスを説明したい。

(1) COCOMの見直し

COCOMが規制対象としていた東側諸国への汎用品の輸出管理の緩和を巡る問題である。COCOM加盟国の中には、冷戦の終結と共にCOCOMはその意義を失ったとしてその解散を求める声もあった。しかし冷戦終結直後は、COCOMの存続を前提とした運用の見直しを目指した協議がCOCOM加盟国の間で進んでいった。

この交渉では、規制対象国に対する脅威認識に違いはあったものの、汎用品に関する規制を緩和する点ではCOCOM加盟国の間で一般的な合意があった。問題は、規制の緩和そのものもさることながら、対象国への規制を緩和した後に、汎用品が国内で軍事転用されることと、汎用品が第三国へ再輸出されることの懸念であり、この輸出管理をどう担保するかにあった。

この問題は、規制対象国の輸出管理体制を強化することで解決が図られた。COCOMは旧規制対象国の国内輸出管理制度を強化することで、これらの諸国をCOCOMを中心とする輸出管理の仕組みの中に組み入れた。こうした動きは、規制対象国以外にも拡大していった。COCOM加盟国、COCOM協力国、一部のCOCOM規制対象国による輸出管理協力のための協議の場として92年11月に開催された「COCOM協力フォーラム（CCF：COCOM Cooperative Forum）」はそうした動きを代表するものであった。

この結果、輸出管理のレジームの実行主体は、国内輸出管理体制の整備等の条件が整った国に拡大していった。COCOMを存続しつつ、COCOMの外縁に輸出管理の

条件の整った諸国が加わることで、輸出管理レジームはより包摂的なものになっていった。つまり、COCOMを中心として、その核心に加盟国、その外にCOCOM協力国、さらには旧COCOM規制対象国であった国が位置するという、緩やかな輸出規制の仕組みが形成される。

(2) 通常兵器の拡散防止

もう一つの交渉プロセスは、通常兵器の移転と蓄積の問題への取り組みである。COCOMが想定していなかった国や地域への通常兵器の拡散と蓄積の問題への対応である。

冷戦期には、規制対象国に対して通常兵器の輸出を禁止することは当然視されていたため、COCOMにおける協議の焦点は汎用品の輸出管理の問題に集中していた。しかし、冷戦が終わると、通常兵器の輸出問題が新たな問題として浮上した。COCOM加盟国の中に、経済的理由や国内防衛産業保護のために通常兵器の輸出を推進する国が生まれたからである。

その一方で、比較的高度な通常兵器の移転先の多くが新興国や途上国であったため、中東やアジア諸国への高度通常兵器の移転や蓄積に対する警戒感が高まった。とりわけ、1990年のイラクによるクウェート侵攻を契機として始まった湾岸戦争は、通常兵器の移転と蓄積に伴う安全保障上の懸念を急速に高めた。かくしてCOCOMの交渉プロセスにおいて汎用品のみならず、通常兵器の輸出が問題となる。

COCOM加盟国の通常兵器の移転規制については、通常兵器の移転を厳格な規制の下に置こうとする米国と、通常兵器の輸出を個別の判断に基づいて推進しようとする欧州諸国との対立があった。米国は地域の安全保障上の観点から通常兵器の移転の国際的な管理に前向きだったものの、冷戦終了による国内防衛調達規模縮小や防衛装備品の価格高騰の影響を抑えようとした欧州諸国は、通常兵器の輸出を積極的に推進しようしていた。

通常兵器の移転に対する国際的な取り組みに関する当初の議論は、COCOMとは別の国際的な枠組みの設立を目指す形で進められた。中東向け武器輸出五大国による「武器に関するP-5会合」と「国連軍備登録制度」という二つの新レジーム設立構想、あるいは原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）の各リスト品をCOCOMリストに追加することで包括的な単一輸出管理レジームを形成しようとする案である。

しかし、加盟国の輸出管理に対する制約を設けない「国連軍備登録制度」などは実現したものの、加盟国の輸出管理政策に対して拘束性が高い（と見なされた）構想は交渉過程で頓挫した。COCOMという既存の仕組みを維持しつつ、旧共産諸国やCOCOM協力国を拡大してCOCOMの外縁を拡大する試みは一定の成果を生んだが、通常兵器の輸出管理に関して各国間の合意形成は困難であった。

（３）二つの交渉過程で現れた、新たな輸出管理レジームの「事実上の」前提条件

かくして議論は、COCOMでの通常兵器の輸出規制の問題に立ち戻ることになった。COCOMという既存の仕組みを維持しつつ、旧規制対象国やCOCOM協力国との協力を通してCOCOMの外縁を拡大する試みは一定の成果を達成したものの、通常兵器の輸出管理には関してCOCOM加盟国間の合意を形成することは困難であった。

そうした中で、一部のCOCOM加盟国は、各国独自の判断に基づいてCOCOMリスト掲載品に対する輸出管理を行うことを目指して、COCOMの解散を要求した。イギリスはこの急先鋒であった。

米国は、通常兵器と汎用品を対象とする新たな輸出管理レジームを形成することを条件に、COCOMの解散を受け入れた。通常兵器の輸出管理を第一の目標としていた米国は、より広範な諸国が参加する多角的な輸出管理を実現する仕組みを作る交渉の開始を優先したのである。その結果、COCOMの解散が決定した。

しかしCOCOMの解散を決定した会合では、COCOMの後継レジームが通常兵器および汎用品と技術を対象とすることが確認されるにとどまった。COCOM後のレジームが通常兵器を対象とするとしても、どの種類の通常兵器を対象とするのか、それらをどのように扱うのか（移転についての情報交換を行うのか、移転を監視するのか、移転を規制するのか、等）といったことについて具体的な合意は形成されなかった。そのため、解散の正式日程、解散後の輸出管理のあり方、COCOM後の新レジーム設立にかかる工程などの課題がその後の交渉に残された。

ただ、それまでの国際交渉の二つのプロセスを通じて、COCOM後の新たな輸出管理レジームの設立を可能とする条件はすでに明らかになっていた。それらは、①通常兵器の製造と輸出能力を有する国の数が多いことに照らせば、輸出管理の仕組みにはそれらの国の広範な参加を確保する多角的で包摂的なものでなければならないこと、②各国による通常兵器の移転や輸出の背景には、独自の安全保障や経済上の動機が存在しているため、あらかじめ特定の地域や国家を規制仕向地として定める

ことは困難であること、③多くの国が通常兵器や汎用品・技術の自由な交易の機会を保証する輸出管理の仕組みを求めていたこと、④したがってCOCOMのような事前承認制は受け入れられないこと、⑤自主的な輸出判断を尊重しつつ、輸出管理の履行を担保すること（対話と協議、国内輸出管理体制の整備、武器輸出政策の転換、ピア・プレッシャーの活用等）、などである。

（４）新しい多角的な輸出管理の仕組みとしてのWA

COCOM解散後のWA設立交渉過程では、さまざまな構想が提案され、激しい交渉が繰り広げられたが、この過程はCOCOM解散前の二つのプロセスで明らかになった諸条件を具体的な合意事項へと翻訳する過程であったといっていよい。交渉を経て設立されたWAは、先行レジームであるCOCOMのリスト等の一部ルールを引き継ぎながらも、COCOMとは異なる制度的特徴を備えるに至った。

明示的なルールとルールの履行を厳格に担保する制裁や強制のメカニズムを内包したレジームこそが有効性を保ちうると考えると、WAのような輸出管理の仕組みは欠陥の多いものとして批判されよう。しかし、通常兵器や汎用品・技術の供給国が世界に数多く存在する状況では、輸出能力を有する諸国を可能な限りレジームの内部に組み入れる必要があった。そのうえ、規制される仕向地をあらかじめ特定することが困難な状況のもとでは、世界全体が輸出管理の対象とされた。

多くの国の加盟を原則として認めたことで、従来よりも多くの国の国内輸出管理制度の強化を支援することが可能になった。また、通常兵器や汎用品・技術の輸出を原則として認めつつ情報の提供を促進することで、これらの輸出管理の透明性を高め、加盟国の輸出管理の責任を高めることになった。「ピア・プレッシャー」を活用して合意の履行を目指す方式は、実効性を確保するには時間がかかるが、中長期的には有効な規制の仕組みでもあるし、将来のレジームの発展の可能性を残すものでもあった。

WAでは、多くの国の加盟を必要とすることから、加盟国間の対話と協議、能力強化支援を推進する規制方式上のルールが具備された。レジームに参加した諸国は、日々の運営を通してレジームの執行に関するルールについて学習し、国内輸出管理能力の不足（税関や輸出管理審査にかかるノウハウや人材の不足、国内行政機構や国内法令の不備など）を改善することが期待された。WAでは情報交換に基づく透明性のメカニズムによって、加盟国に責任ある輸出管理を行うというレジームの履行

の側面を担保しようとした。また、レジームの履行の責任は個々の国家とされるものの、加盟国間の情報交換を通して各国の輸出管理政策や輸出管理行政についての透明性を高めることで「ピア・プレッシャー」が働くことが期待された。WAは冷戦後の不透明な国際情勢を反映した、新しい輸出管理の仕組みであると言えよう。

審査の結果の要旨

1. 本論文で解明すべき課題

1996年に結ばれた「通常兵器及び汎用品と技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」(以下WAと略す)は、冷戦期のソ連東欧などの共産主義諸国への兵器や軍事に転用可能な汎用品の輸出を禁じた、西側諸国で構成されていた「対共産圏輸出調整委員会」(以下COCOMと記す)の後継レジームと理解されている。しかし、WAはCOCOMとは制度的な特徴が異なる輸出管理の仕組みである。COCOMの後継として設立されたWAがCOCOMとは異なる国際レジームとして発足したのはなぜか。これが本論文の解明すべき課題である。WAに関するこれまでの研究はいずれもこの点を解明していない。

著者はまず、輸出管理レジームの基本要素として、(1) 加盟国、(2) 規制仕向地、(3) 規制方式の3つを取りあげ、COCOMとWAの比較をおこない、以下を指摘する。(1) 冷戦初頭に形成されたCOCOMは、米国と同盟関係を持つ西側諸国に限られていた。他方でWAは、COCOMに比べて加盟国が開放的である。かつてCOCOMの規制対象国とされていた旧東欧諸国やロシア等もWAに加盟している。(2) COCOMとWAでは輸出管理の規制対象仕向地に対する扱い方が異なっている。COCOMはソ連を中心とする東側の諸国を規制対象国リストに予め掲載し、加盟国にはリスト掲載国に対する輸出管理を実施することが求められた。他方、WAは特定の仕向地を規制対象国として扱うものではない。WAではそもそも規制対象国なるものを設定せず、国際社会全体の非加盟国に対して輸出管理を実施するものとされた。(3) 規制方式も異なる。COCOMでは、加盟国はCOCOMの各リスト掲載品の規制対象仕向地向けの輸出または移転が原則として禁止されていた。そのため、仮に加盟国がリスト品の輸出を行う場合には、他の全ての加盟国から「例外」に関する事前承認を得なければならなかった。他方、WAの加盟国には、各国の責任でリスト品の輸出管理をおこなうことが求められている。WAは輸出決定における各加盟国の裁量を認めている。

2. 本論文の議論と主張

本論文はCOCOMと異なる内容を備えるWAが構築されたのはなぜか、という問いについて次のように主張する。

著者は、通常兵器と汎用品の輸出管理を目的とするWAの背景を理解するには、1993年のCOCOM解散後の通常兵器の輸出管理に関する国際交渉の過程（狭義のWA交渉過程）を検討しただけでは不十分であり、それ以前の、冷戦終結からCOCOM解散に至る交渉の過程も検討する必要があると指摘する。つまり、COCOM解散に至る過程を検討することが、WAに帰結するCOCOM解散以降の国際交渉過程を理解するうえで重要である。

そのうえで著者は、冷戦の末期から冷戦終結後の時期に、COCOM加盟諸国の間で行われた二つの交渉プロセスの着目し、この二つの交渉のプロセスを丹念に検討する。ひとつは、COCOM規制の見直しのプロセスであり、COCOMの規制対象諸国（旧共産諸国）への規制緩和が協議の中心テーマであった。もう一つは、通常兵器の輸出管理に関する交渉のプロセスである。イラクのクウェート侵攻を契機とする湾岸戦争などを通じて、COCOM規制対象外の国や地域への通常兵器の移転と蓄積の問題が国際社会で問題視されるようになり、COCOM加盟国にとってこの問題への対応も急務となる。

COCOM規制の見直しに関しては関係諸国の合意がいくつも得られたが、COCOMがそれまで輸出規制の対象としていなかった諸国への通常兵器の輸出管理に関しては加盟国間の対立が激しく、COCOM解散までにこの問題での合意は困難であった。しかし、この二つの交渉のプロセスを通じて、合意は得られなかったものの、通常兵器の輸出管理の仕組みを構築しようとするならば考慮に入れなければならない諸条件が出揃うことになる。新たな輸出管理の仕組みを設立する際に必要となる要素と、これに関連した関係諸国の間で合意可能な範囲がこの二つのプロセスで明らかになっていった。

この間のプロセスについての著者の議論と主張は以下である。

(1) COCOMの見直し

冷戦終結後の、COCOMがそれまで規制対象としていた東側諸国への汎用品の輸出管理の緩和を巡る問題である。COCOM加盟国の中には、冷戦の終結と共にCOCOMはその意義を失ったとしてその解散を求める声もあった。しかし冷戦終結直後は、COCOMの存続を前提とした運用の見直しを目指した協議がCOCOM加盟国の間で進

んでいった。

この交渉では、規制対象国に対する脅威認識に違いはあったものの、汎用品に関する規制を緩和する点ではCOCOM加盟国の間で一般的な合意があった。問題は、規制の緩和そのものもさることながら、規制対象国への規制を緩和した後に、汎用品が国内で軍事転用されることと、汎用品が第三国へ再輸出されることの懸念であり、この輸出管理をどう担保するかが協議の主要な課題であった。

この問題は、規制対象国の輸出管理体制を強化することで解決が図られた。COCOMは（旧）規制対象国の国内輸出管理制度を強化することで、これらの諸国をCOCOMを中心とする輸出管理の仕組みの中に組み入れる。こうした動きは、規制対象国以外にも拡大していった。COCOM加盟国、COCOM協力国、一部のCOCOM規制対象国による輸出管理協力のための協議の場として1992年11月に開催された「COCOM協力フォーラム」はそうした動きを代表するものであった。

この結果、輸出管理レジームの実行主体は、国内輸出管理体制の整備等の条件が整った国に拡大していった。COCOMを存続しつつ、COCOMの外縁に輸出管理の条件の整った諸国が加わることで、輸出管理レジームはより包摂的なものになっていった。つまり、COCOMを中心として、その核心に加盟国、その外にCOCOM協力国、さらには旧COCOM規制対象国であった国が位置するという、緩やかな輸出規制の仕組みが形成される。

（２）通常兵器の拡散防止

もう一つの交渉プロセスは、COCOMがそれまで規制の対象としていなかった諸国への通常兵器の移転と蓄積の問題への取り組みである。冷戦期には、規制対象国に対して通常兵器の輸出を禁止することは当然視されていたため、COCOMにおける協議の焦点は汎用品の輸出管理の問題に集中していた。

しかし、冷戦が終わると、COCOMが規制の対象としていなかった諸国への通常兵器の輸出問題が新たな問題として浮上した。中東やアジアの新興国や途上国への高度通常兵器の移転や蓄積に対する警戒感が高まる。とりわけ1990年のイラクによるクウェート侵攻を契機として始まった湾岸戦争は、通常兵器の移転と蓄積に伴う安全保障上の懸念を急速に高めた。

しかも冷戦終結後、COCOM加盟国の中に、経済的理由や国内防衛産業保護のために通常兵器の輸出を積極的に推進する姿勢を示す諸国も出てくる。

かくしてCOCOMの交渉プロセスにおいて汎用品のみならず、通常兵器の輸出規制へ

の取り組みが問題となる。

COCOM加盟国の間では、通常兵器の移転規制については、通常兵器の移転を厳格な規制の下に置こうとする米国と、通常兵器の輸出を個別の判断に基づいて推進しようとする欧州諸国との対立があった。米国は地域の安全保障上の観点から通常兵器の移転の国際的な管理に積極的だったが、冷戦終結による国内防衛調達規模の縮小や防衛装備品の価格高騰の影響を抑えようとした欧州諸国は、通常兵器の輸出を積極的に推進しようとしていた。

通常兵器の移転に対する国際的な取り組みに関する当初の議論は、COCOMとは別の国際的な枠組みの設立を目指す形で進められた。中東向け武器輸出五大国による「武器に関するP-5会合」と「国連軍備登録制度」という二つの新レジーム設立構想、あるいは原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）の各リスト品をCOCOMリストに追加することで包括的な単一輸出管理レジームを形成しようとする案である。

しかし、加盟国の輸出管理に対する制約を設けない「国連軍備登録制度」は実現したもの、加盟国の輸出管理政策に対して拘束性が高い（と見なされた）構想は交渉過程で頓挫した。COCOMという既存の仕組みを維持しつつ、旧共産諸国やCOCOM協力国を拡大してCOCOMの外縁を拡大する試みは一定の成果を生んだが、通常兵器の輸出管理に関して各国間の合意形成は困難であった。

（3）二つの交渉過程で現れた、新たな輸出管理レジームの「事実上の」前提条件

かくして議論は、COCOMでの通常兵器の輸出管理の問題に立ち戻ることになる。しかし、COCOMという既存の仕組みを維持しつつ、旧規制対象国やCOCOM協力国との協力を通してCOCOMの外縁を拡大する試みは一定の成果を達成したものの、通常兵器の輸出管理には関してCOCOM加盟国間の合意を見いだすことは困難であった。

そうした中で、一部のCOCOM加盟国は、各国独自の判断に基づいてCOCOMリスト掲載品に対する輸出管理を行うことを目指して、COCOMの解散を要求した。英国はこの急先鋒であった。

米国は、通常兵器と汎用品を対象とする新たな国際的仕組みを形成することを条件に、COCOMの解散を受け入れた。通常兵器の輸出管理を最優先の目標としていた米国は、より広範な諸国が参加する多角的な輸出管理を実現する仕組みを作る交渉の開始を優先したのである。その結果、COCOMの解散が決定した。

しかしCOCOMの解散を決定した会合では、COCOMの後継レジームが通常兵器および汎用品と技術を対象とすることが確認されるにとどまった。COCOM後のレジームが通常兵器を対象とするとしても、どの種類の通常兵器を対象とするのか、それらをどのように扱うのか（移転についての情報交換を行うのか、移転を監視するのか、移転を規制するのか、等）について具体的な合意は形成されなかった。そのため、COCOM解散後の輸出管理のあり方や新レジーム設立の工程などの課題がその後の交渉に残された。

ただ、それまでの国際交渉の二つのプロセスを通じて、COCOM後の新たな輸出管理レジームの設立を可能とする条件、つまり本論文が輸出管理レジームの引照基準とする（１）加盟国、（２）規制仕向地、（３）規制方式、に関する合意可能な範囲が明らかになっていた。それらは、①通常兵器の製造と輸出能力を有する国の数が多いことに照らせば、輸出管理の仕組みにはそれらの国の広範な参加を確保する多角的で包摂的なものでなければならないこと、②各国による通常兵器の移転や輸出の背景には、独自の安全保障や経済上の動機が存在しているため、あらかじめ特定の地域や国家を規制仕向地として定めることは困難であること、③多くの国が通常兵器や汎用品・技術の自由な交易の機会を保障する輸出管理の仕組みを求めていること、④従って、COCOMのような輸出の事前承認制は受け入れられないこと、⑤自主的な輸出判断を尊重しつつ、輸出管理の履行を担保すること（対話と協議、国内輸出管理体制の整備、武器輸出政策の転換、ピア・プレッシャーの活用等）、などである。

（４）新しい多角的な輸出管理の仕組みとしてのWAの設立

COCOM解散後の新たな輸出管理レジームの設立交渉過程では、さまざまな構想が提案され、激しい交渉が繰り広げられた。しかしこの過程は、COCOM解散前の二つのプロセスで明らかになった、新たな輸出管理レジームの実現を可能とする諸条件と範囲を加盟諸国が確認し、それを具体的な合意文に変える過程であったと著者は指摘する。交渉を経て設立されたWAは、先行レジームであるCOCOMのリスト等の一部ルールを引き継ぎながらも、COCOMとは異なる制度的特徴を備えるに至った。著者によれば、WAはCOCOMと異なる輸出管理の仕組みであり、COCOM解散後の国際交渉の結果結ばれたものであるが、解散に先立つ二つのCOCOMでの交渉過程を通じてその基本的な特徴が定められたという点で、COCOMの後継レジームであるといえるのである。

最後に著者は、輸出管理レジームとしてのWAの評価を行う。

明示的なルールとルールの履行を厳格に担保する制裁や強制のメカニズムを内包したレジームこそが有効性を保ちうるとの立場に立てば、WAのような輸出管理の仕組みは欠陥の多いものとして批判されよう。しかし、多くの国の加盟を原則として認めたことで、従来よりも多くの国の国内輸出管理制度の強化を支援することが可能になった。また、通常兵器や汎用品・技術の輸出を原則として認めつつ情報の提供を促進することで、これらの輸出管理の透明性を高め、加盟国の輸出管理の責任と能力を高めることになった。「ピア・プレッシャー」を活用して合意の履行を目指す方式は、実効性を確保するには時間がかかるが、中長期的には有効な規制の仕組みでもあるし、将来のレジームの発展の可能性を残すものでもあったと著者は指摘する。

WAでは、加盟国間の対話と協議、能力強化支援を推進する規制方式上のルールが具備された。レジームに参加した諸国は、日々の運営を通してレジームの執行に関するルールについて学習し、国内輸出管理能力の不足（税関や輸出管理審査にかかるノウハウや人材の不足、国内行政機構や国内法令の不備など）を改善することが期待された。WAでは情報交換に基づく透明性のメカニズムによって、加盟国が責任ある輸出管理を行うことを担保しようとした。

3. 論文の評価

本論文で評価すべきは以下の点である。

第一に、本論文は、1996年のWA合意に至る国際交渉の過程を、冷戦末期のCOCOMでの協議にまで立ち返り、膨大な第一次、第二次資料を用いて丹念に描き出した、初めての学問的成果である。この研究により、我々は冷戦後の輸出管理レジームのひとつであるWA締結の過程について数多くの新たな知見を得ることができるだけでなく、冷戦末期のCOCOMでの議論、冷戦後のCOCOMでの交渉の実態、COCOM解散の過程など、COCOMを中心にした輸出管理を巡る国際政治の全体像を理解することができる。

第二に、本論文は、WA合意に至る国際交渉を、冷戦の終結前後から1993年の解散に至るCOCOMでの国際交渉と結びつけて解明したことである。WA合意を結実させた国際的な諸条件は、冷戦後のCOCOMでの二つの交渉プロセス（COCOMの規制対象であった旧共産諸国への輸出規制の緩和を巡る問題とイラクなどのCOCOMの規制

対象でなかった諸国への通常兵器の輸出問題への対応）の中で形成されたことを本論文は明らかにした。

第三に、本論文は、緻密な交渉過程の分析を通じて、WAに関する既存の研究の不適切さを明らかにしたことである。WAについては、これを「ならず者国家に対する封じ込めの手段」であるとの見方や、先進諸国の輸出カルテルの形成であるとの主張、あるいは、リベラルな価値を共有する諸国による新たな輸出管理コミュニティの形成であるといった議論が提示されてきた。本論文はそうした既存の見方や議論を否定し、WAについての新しい見方を示した。

本論文はこのように学術論文として優れた内容を備えたものであるが課題もある。第一に、WAの評価に関わる問題である。冷戦後、国際社会では核の拡散や大量破壊兵器などに関する様々な輸出管理の仕組みが形成された。WAをこうした多様な国際的な輸出規制の仕組み（複合レジーム）の中に位置づけたならば、その特徴が一層明確になったと思われる。

第二に、これに関連して、輸出管理のレジームには情報の交換と透明性の確保、特定の兵器（核兵器など）の拡散防止、特定の国を対象にした制裁など様々な形態のものがある。本論文も、輸出管理レジームの形態の違いに着目して整理したならば、議論がより理解しやすいものになったであろうし、また輸出管理レジームの中でのWAの位置づけもより明確なものになったと思われる。

第三に、WAとCOCOMとの関係である。著者は、COCOMとWAは異なる輸出管理のレジームであるが、COCOMでの二つの交渉を通じてWA合意の基本的な条件が定められたことに着目して、WAをCOCOMの後継レジームであるとする。これを子細に跡付けたことは本論文の優れた点ではあるが、他方でWAの形成には、COCOMの変容という側面と同時に、通常兵器の拡散という問題が影響をしていたことを著者は指摘している。そうであるとする、論文の標題の「COCOMからWAへ」は、いささか一方の視点に偏っている印象を受ける。

このように本論文にはさらに検討すべき課題もあるが、それらはむしろ将来への研究課題を示しており、本論文の学術的価値を損なうものではない。本論文が、膨大な資料と文献をもとにWA合意にいたる国際交渉の過程を丹念に分析し、従来の研究に大幅な修正を迫る成果を挙げたことは高く評価できる。本論文は、博士の学位を授与するに十分なものであると審査員一同は判断する。

（了）